

中 部 圈
都 市 整 備 区 域 建 設 計 画 (案)
都 市 開 発 区 域 建 設 計 画 (案)

説 明 資 料

平成18年6月

國土交通省國土計画局

大都市圏計画課

1. 計画策定の経緯

この計画は、中部圏開発整備法に基づいて指定された都市整備区域（1区域）及び都市開発区域（13区域）ごとに、「中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律」に基づいて県知事が策定し、国土交通大臣が同意するものであり、中部圏開発整備計画（計画期間おおむね15カ年間）に基づき、都市整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関し、整備及び開発の基本構想、人口の規模及び労働力の需給に関する事項、施設の整備に関する事項等につきその大綱を定めるものである。

最初の建設設計画は、昭和44年12月に策定され、その後、数次の改定及び新規策定が行われた。最近では、平成13年10月に新たな建設設計画が策定されている。

今回、平成13年に策定された計画が平成17年度末で期限切れになったことから、平成12年3月に策定された第4次の中圏開発整備計画に基づき、新たな建設設計画を策定しようとするものである。

2. 計画の期間

平成18年度からおおむね5年間。ただし、国土総合開発法等の改正を受け、国土形成計画の策定に伴い、当該建設設計画の基本となる現行の中圏開発整備計画の見直しが必要となるため、計画期間途中での変更等の可能性がある。

3. 計画の対象区域

- (1) 都市整備区域（都市機能を十分に発揮するよう計画的に基盤整備を行う区域：1区域）
愛知県・三重県
- (2) 都市開発区域（産業都市その他の中心的な都市として開発整備を行う区域：13区域）
富山・高岡区域、金沢・小松区域、福井・坂井区域、長野・上田区域、伊那谷区域、岐阜区域、高山区域、東駿河湾区域、西駿河湾区域、遠州区域、東三河区域、伊勢区域、琵琶湖東北部区域

4. 計画の構成

- (1) 計画の性格
- (2) 計画の対象区域
- (3) 計画の期間
- (4) 計画の基本的方向
- (5) 人口の規模及び労働力の需給に関する事項
- (6) 産業の業種、規模等に関する事項
- (7) 土地の利用に関する事項
- (8) 施設の整備に関する事項
- (9) 環境の保全に関する事項
- (10) 防災対策に関する事項

5. 計画の概要

(1) 中部圏建設計画は、中部圏内の依然として十分とはいえない、日本海側と名古屋大都市地域との連携や、首都圏・近畿圏に依存している国際交流機能の強化、産業経済のグローバル化に対応した産業技術の一層の高度化等の課題に対応し、また、開発整備計画を推進していく上で、関係各県が、今後おおむね5年間の各区域内の開発整備に関する基本施策、施設整備について策定するものである。

(2) 主なプロジェクト等は以下のとおり。

○空港、港湾を核とした地域間ネットワークの強化等により圏域全体として潜在力を發揮

- ・東海北陸自動車道、第二東名高速道路、第二名神高速道路、東海環状自動車道、近畿自動車道敦賀線、中部縦貫自動車道、中部横断自動車道、伊豆縦貫自動車道、三遠南信自動車道、名古屋環状2号線などの高規格幹線道路の整備推進等について記述。

- ・北陸新幹線の整備推進等について記述。

- ・静岡空港（平成21年3月開港予定）の整備推進等について記述。

- ・特定重要港湾伏木富山港、清水港の整備推進等について記述。

○国際競争力の強化、国際交流の活発化に対応した名古屋大都市地域の拠点性向上

- ・指定特定重要港湾名古屋港、四日市港の整備推進等について記述。

(3) 第1回中部圏整備部会意見等への対応（別紙1）

(4) 前回の建設計画策定時点からの基盤整備進捗状況について（別紙2）

(5) 今回の建設計画で新しく位置づけるなどした主な事業について（別紙3）

6. 計画の作成手続き等

計画作成手続き	作成者	県知事
	協議	関係市町村長
	意見聴取	中部圏開発整備地方協議会
計画同意手続き	同意者	国土交通大臣
	協議	関係行政機関の長
	意見聴取	国土審議会

7. 国土交通大臣として同意するにあたり、確認する事項

建設計画に同意するあたり、国土交通省及び同意するに際し協議を行う関係行政機関では、以下の内容確認を行っている。

○国土交通省確認事項

- ・中部圏開発整備計画との整合性
- ・その他所管する各種計画との整合性
- ・直轄事業及び補助事業につき、当省の整備方針との整合性

○関係行政機関確認事項

- ・所管する各種計画との整合性
- ・直轄事業及び補助事業につき、関係行政機関の整備方針との整合性

8. 建設計画策定手続きスケジュール

月　日	県	国土交通省等
平成18年 2月9日		第1回中部圏整備部会（中部圏建設計画策定の基本方針等について説明）
4月下旬	建設計画原案作成	
	関係市町村長との協議開始（～5月中旬）	
5月11日	中部圏開発整備地方協議会（意見聴取）	
5月下旬	国土交通大臣に協議の申し出	関係行政機関との協議開始
6月13日		第2回中部圏整備部会から意見聴取
6月30日		国土審議会から意見聴取（部会長から建設計画に係る審議内容を報告いただいたうえ、審議）
7月上旬	関係県知事による公表	（関係行政機関との協議終了を受け） 国土交通大臣による同意 建設計画を関係行政機関の長へ送付

＜参考＞

○財政上の優遇措置について

建設計画に基づいて実施される都市整備区域及び都市開発区域に係る事業については、「首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律」により、財政上の特別措置が講じられることとなっている。

この法律は平成17年度末までの期限となっていたが、2年間延長された。

第1回中部圏整備部会意見等への対応(対応の例)

中部国際空港、名古屋港などの大ゲートウェイシステムを活用するには、内陸の道路網や鉄道網をセットとして整備することが非常に重要。建設計画の策定においては中部圏全体としてこれらの大規模社会資本を活用できるような体制を考えていくことが大事。東海北陸自動車道と伊勢湾岸道路を結ぶルートが未整備という状況を考慮すると、特に、愛知県、岐阜県の建設計画において配慮が必要。

◆中部国際空港・名古屋港等を中部圏で活用するために必要な路線を記述。

「首都圏、近畿圏をはじめ中部圏各地域との結びつきを強め、また、伊勢湾を取り巻く諸都市及び港湾、空港、鉄道等との連携を強化しつつ、名古屋市を中心とする一体的な都市圏の形成を図るため、高規格幹線道路、地域高規格道路、一般国道等の道路ネットワークの整備を計画的、重点的に進める。」「整備を推進する主要な道路は、…第二東名・名神高速道路、名古屋環状2号線、東海環状自動車道、名古屋高速道路…。このほか、本区域内諸都市及び隣接する岐阜区域、東三河区域及び伊勢区域などの都市開発区域の相互を連絡する道路網の骨格として、一宮西港道路、名岐道路…等の名古屋圏自動車専用道路に関する調査を推進する。」【都市整備】

「今後は、中部圏との広域的な連携を視野に入れ、…中部国際空港や名古屋港、高速道路網等の社会資本を有効に活用し、企業誘致や今後の発展が見込まれる観光・交流産業等の振興を図る必要がある。」「中部圏との広域的な連携を視野に入れ、人、物、情報が円滑に流れる総合的な道路ネットワークの形成を図るため、高規格幹線道路である東海環状自動車道や、地域高規格道路である岐阜南部横断ハイウェイ…等の整備を進める」【岐阜】

○継続的な計画を立案し実行していくためには、国民、住民に十分理解してもらうことが重要。建設計画においても、幅広く国民に理解し納得してもらうため、「どういう目標を設定しているか」を提示した上で、計画を実行することによって当初計画で期待した目標がどういう形で実現したかということを指標等のデータで示すなどの工夫が必要。

◆現行法では、建設計画は、都市整備区域、都市開発区域の開発整備の基本構想について大綱を示すものとされているところ。目標や実績等を指標等で示すことについては、今後の課題と考えており、大都市圏制度について抜本見直しの検討を行っている「大都市圏制度調査専門委員会」の中であわせて検討を行っていきたい。

○人口減少を認識している中、計画の方向性についても将来的になるべくむだのないよう「選択と集中」という観点を持つことが必要。特に土地利用面ではそのような観点が必要。

◆中部圏の都市整備区域及び都市開発区域全14区域のうち8区域において、計画期間(おおむね5年間)における人口減少を予想している。このうちいくつかの自治体においては都市機能の集約等の取り組みについて記述。

「富山、高岡両市を中心として、周辺市町村を包含した「中心都市圏」の形成及び各広域生活圏において、多様な都市機能や産業が集積した拠点の形成を推進するとともに、今後の人口減少・少子高齢化の進展を踏まえ、コンパクトな都市の形成を目指す。」【富山高岡】

「福井市については、大型商業施設の郊外立地、中心市街地の人口減少、高齢化率の上昇等により、中心市街地の活力が低下し、空洞化が進行していることから、市街地再開発事業等により中心市街地の再整備および商業の活性化を一体的に推進し、多様な都市機能の集積を誘導し、中心市街地の再活性化を図る。まちづくり三法の改正を見据えながらコンパクトでまとまりのある市街地を形成するため、中心部を含む既成市街地については、オープンスペースの確保等災害に対する安全性を高めるとともに、土地区画整理事業や高齢者、障害者等に配慮したまちづくりを推進するなど、計画的な再整備を進める。」【福井坂井】

「高齢者等をはじめ、多くの人が安全で安心して暮らしやすいよう都市機能を集約するなど、各都市の状況に合った「にぎわいと潤いのあるまちづくり」を、地域住民、まちづくり団体と一体となって推進する。」【岐阜】

○安全・安心というところでは、災害について身近な部分だけではなく河川全体の視点から考える…などの観点が必要。

◆「災害」については河川全体の視点で取り組む視点について記述。

河川については、施設の整備に加え、防災情報の提供などのソフト対策を組み合わせた総合的な治水対策を進めることとしている。また、流域全体にわたって森林の水土保全機能を発揮するため、適正な維持管理により森林の多面的機能の確保に努めることとしている。【東駿河・西駿河・遠州】

○安全・安心というところでは、まちづくりでは市民との協働で取り組むなどの観点が必要。

◆「まちづくり」については市民と協働で取り組む視点について記述。

「防災、防犯、バリアフリーなど安全で安心して暮らせるまちづくりや在住外国人の増加に対応した多文化共生社会の実現も求められており、これらを住民協働で進めていく必要がある。」【岐阜・高山】

「高齢者等…各都市の状況に合った『にぎわいと潤いのあるまちづくり』を、地域住民、まちづくり団体と一緒にって推進する。」【岐阜】

○国際交流とか多文化共生社会を考えるのであれば、世界の人口の変化、外国人の受け入れ等も含めて検討し、どのような社会をつくっていくのか、地域のコンセンサスをつくることが必要。

◆国際交流、多文化共生に関する取り組みについてはその方向性等について記述。

「本区域は、南米地域からの就労を主目的とした日系人を始めとする外国人が多く居住している地域であり、定住化と集住化傾向が見られる中、言語、文化の違い等から、労働、医療、教育等の面で様々な課題が顕在化している。また、今後、海外からの留学生や技術者・研究者等がこの地域で一層活躍することが期待されている。こうしたことから、全ての外国人が住民として安心して暮らせる社会(多文化共生社会)の実現に向けた取組を推進していく。」【都市整備・東三河】

前回の建設設計画策定時点からの基盤整備進捗状況について

前回の「中部圏の都市整備区域建設設計画及び都市開発区域建設設計画（平成13年度～平成17年度）」を策定して以降、当該計画に基づく道路、鉄道等の主な基盤整備の進捗状況は以下のとおりである。

○完了事業例

道路

- ・高規格幹線道路

東海環状自動車道（豊田東JCT～美濃関JCT：都市整備区域、岐阜区域）、第二東名高速道路（豊田東JCT～名古屋南IC：都市整備区域）、第二名神高速道路（湾岸弥富IC～四日市JCT：都市整備区域）、能越自動車道（高岡IC～高岡北IC：富山・高岡区域）、中部縦貫自動車道（高山西IC～飛騨清見IC：高山区域）

- ・地域高規格幹線道路

知多横断道路（半田中央IC～りんくうIC：都市整備区域）、伊那木曽連絡道路（権兵衛峠道路：伊那谷区域）

- ・連続立体交差事業

西日本旅客鉄道北陸本線（小松駅付近：金沢・小松区域）

鉄道

東部丘陵線、名古屋市高速度鉄道第4号線（砂田橋～新端橋）、西名古屋港線、中部国際空港連絡線（都市整備区域）

空港

中部国際空港（都市整備区域）

港湾

名古屋港（飛鳥ふ頭南側コンテナターミナル第1バース：都市整備区域）、伏木富山港（新湊地区多目的国際ターミナル：富山・高岡区域）

今回の建設計画で新しく位置づけるなどした主な事業について

今回の建設計画で新しく位置づける事業、又は記載内容に進展が見られたもの（例：施設に係る表記が「検討」から「整備」になるなど）で、主だった事業は以下のとおりである。

○新規記載等事業例

道路

・連続立体交差事業

近畿日本鉄道名古屋線（川原町駅付近：都市整備区域）の推進について新規掲載、JR 東海道本線・御殿場線連続立体交差事業（沼津市：東駿河湾区域）、JR 身延線単独立体交差事業（富士宮市：東駿河湾区域）「検討」→「整備」

鉄道

名古屋市高速度鉄道第6号線（野並～徳重：都市整備区域）「検討」→「整備」

港湾

伏木富山港（新伏木港大橋（仮称）等臨港道路：富山・高岡区域）の整備について新規掲載

その他

愛・地球博記念公園（都市整備区域）の整備推進、木曽川水系連絡導水路事業（都市整備、岐阜区域）の推進、足羽川河川激甚災害対策特別緊急事業（福井・坂井区域）による再度災害防止、早崎内湖の再生をはじめとしたビオトープ拠点の保全・再生（琵琶湖：琵琶湖東北部区域）等について新規掲載

(別添)



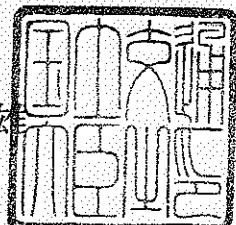
国計大第7号
平成18年5月25日

国土審議会会长

千速晃 殿

国土交通大臣

北側一雄



中部圏の都市整備区域建設設計画及び都市開発区域建設設計画について

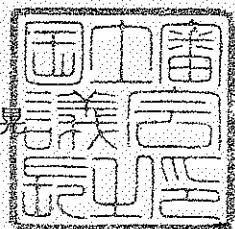
(諮問)

中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律
(昭和42年法律第102号) 第3条第1項の規定に基づき、関係県知事から別添のとおり協議のあった中部圏の都市整備区域建設設計画及び都市開発区域建設設計画に同意したいので、同条第2項の規定に基づき意見を求める。

国審土第18号
平成18年 6月 1日

中部圏整備部会部会長
川口文夫 殿

国土審議会会长
千速 真



国土交通大臣から当審議会に意見の求めのあった以下の件については、国土審議会運営規則（平成13年3月15日国土審議会決定）第8条第1項の規定に基づき、貴部会に付託する。

- ・平成18年5月25日付け国計大第7号「中部圏の都市整備区域建設計画及び都市開発区域建設計画について（諮問）」